

明治後期の京都鴨川における 河川空間の広場的利用に関する研究

林 倫子¹

¹正会員 工博 京都大学大学院工学研究科社会基盤工学専攻 日本学術振興会特別研究員PD
(〒615-8540 京都市西京区京都大学桂, E-mail:matsushita.michiko@t01.mbox.media.kyoto-u.ac.jp)

明治後期の京都鴨川が有していた広場性は、河川空間内への集客を狙った各種営業の営業活動によって支えられていたように思われる。本研究では、当時の鴨川の河川環境とそこで行われていた営業活動内容、更に営業者らによって構築された河川空間へのアクセスの3点に着目し、京都府庁文書内の明治29年から明治44年にかけての堤外地借用関係書類から、京都鴨川の河川空間の広場的利用実態を明らかにした。その成果をもとに、河川空間の近代化過程に関する考察を行った。

キーワード: 河川空間, 堤外地, 広場的利用, アクセス性, 夏季納涼営業, 鴨川, 鴨川運河, 竹村屋橋

1. はじめに

(1) 研究の背景と目的

京都市内を流れる鴨川は、川岸から眺める山並みの文化性が認められ景観規制の基準として採用される¹⁾、あるいは歩道橋の架橋やデザインを巡って景観論争が起こる²⁾など、歴史的景観に対して高い感心が寄せられている川である。中でも近世からの歴史を持つという納涼床営業は、京都を代表する伝統的景観として広く知られている。

しかし、現在のように西岸にのみ高床納涼席が立ち並ぶ景観の歴史は、百年にも満たない。近世から明治にかけての鴨川は、兩岸に展開する遊廓地の中で遊興地と化していた。川では各種の営業が行われ、人びとは楽しみを求めて川を訪れた。鴨川の河川空間全体が都市に近接した広場としての性格を持ち合わせていた。

本研究は、当時の一次資料をもとに、明治後期に見られた鴨川河川空間の広場的利用実態を明らかにすることを目的としている。

(2) 本研究の位置付け

明治から戦前にかけての鴨川のにぎわいについては複数の著作や研究が存在する³⁾⁴⁾。ただしこれらの成果は、郷土史家田中緑紅（明治24年(1891)－昭和44年(1969)）の著作⁵⁾と、当時撮影されたとされる数枚の写真資料に大きく依拠したものである。特に前者は、地元で生まれ育った著者自身の体験に基づきながら明治中期から大正初期までの鴨川のにぎわいを描写しており、そ

の資料的価値は高い。しかし、その記述内容に対する検証は橋など一部の対象を除いてこれまで行われてこなかったほか、近隣住人の立場からはうかがい知ることの出来ない、遊び場の成立の背景にあった制度面や詳細な物理的環境等については、未解明のままであった。

筆者は前稿⁶⁾において、京都府立総合資料館蔵の京都府庁文書のうち、先斗町三条―四条間で納涼席を設置していた沿岸店舗の営業者と京都府の間で交わされた書類を用いて、官有地であった河岸地及び堤外地の利用に当たって営業者が京都府と借用契約を結んでいたこと、更に護岸修繕や昇降道設置などの河川環境整備に沿岸店舗の営業者が深く関わっていた事実を明らかにした。本稿では対象地を先斗町を含む京都市内の鴨川全体に広げ、納涼席営業をはじめとする河川空間内への集客を狙った各種営業の実施状況を把握することで、現在では見られない当時の鴨川の有していた広場性を詳細に検討できるものと期待する。

(3) 研究方法および着眼点

本研究においては、前稿と同じく、京都府庁文書内の明治29年(1896)から明治44年(1911)の間にかけての書類の読み取りを行う。なお、明治32年(1899)の書類の保存状態がよいため、この年の鴨川河川空間利用実態の復元と把握を主に行う。

具体的には、①営業活動の場としての河川環境、②河川空間内で行われていた営業活動の内容とその分布、③河岸から河川空間へのアクセス確保の方策、の3点に着目する。そして、前述の田中緑紅著書や先行研究の言説

を検証しつつ、前記資料より把握された明治後期の鴨川の様子を、河川空間の近代化過程の中に位置づけることを試みる。

2. 明治29年から44年にかけての鴨川環境

田中緑紅は、鴨川納涼営業の変遷について以下のように述べている。

大正の初めに鴨川の流れや、川原の中を整理してから夕涼みの床几を許されなくなり、東側は明治廿七年頃疏水が流れるようになってから、東石垣から鴨川へ下りられなくなり、西側は先斗町のお茶屋料亭の涼み床になって僅かに鴨川の夕涼を残しているに過ぎません⁷⁾

明治29年から同42年(1896-1909)にかけての鴨川では、床机の設置に代表される、近世由来の川中の広場の利用が依然続けられていたものの、琵琶湖疏水の流水筋である鴨川運河が明治27年(1894)に完成して以来、東岸からの川中へのアクセス性に著しい影響が見られたという。

本章では、当時の鴨川を利用していた営業者によって提出された書類の記載内容から、当時の鴨川の河川環境を復元した(図-1)。

(1) 鴨川運河筋及びその堤防

運河建設以前の鴨川の東岸には、堰手が築かれており、互いに接続していない数条の溝渠があった。その流水は水車用水として用いられていた。

「琵琶湖疏水々路京都鴨川筋夷川通以南伏見間施工計畫書」⁸⁾によると、鴨川運河は従来の鴨川の河川断面中に建設された。運河の左岸には既存の鴨川東岸石垣が流用された。また、在来の堰手を閘門によって互いに接続するように改築して造られた堤防が右岸とされた。これら兩岸の位置決定に際しては、既存の水車用水の堰手が洪水時に度々破損させられたという経験が考慮されたとい

う。運河は水面幅約20尺(約6.06m)、馬踏堤防敷と合わせると7間(約12.7m)、水深は凡そ4尺(約60cm)であった⁹⁾。つまり、明治後期において、鴨川の流れと運河の水流は、幅約6.6mの堤防により隔てられることとなった。

鴨川に架かる橋のうち竹村屋橋、団栗橋、松原橋については、運河建設時に幅それぞれ4尺(約1.2m)、4尺、18尺(約5.5m)の木橋が運河上に建設された¹⁰⁾。このうち竹村屋橋については、明治28年(1895)時点で鴨川の兩岸を直接結んでいたものに架け替えられていたという¹¹⁾が、その他の二橋については、明治32年・33年の時点でもなお、鴨川の兩岸を直接結ぶのではなく、鴨川運河の堤防を介した2橋で構成されていたことがわかる¹²⁾¹³⁾。

従って、当時の鴨川運河の堤防の馬踏は交通路としての利用も可能であり、特に団栗橋、松原橋を経て鴨川を横断する場合にはこの堤防を経由していたことがわかる。

(2) 鴨川の流水筋及び中洲

平常時の鴨川では中洲が発達しており、河川断面中を幾筋かの細流が流れる状態であった。当時の借用書類を見ると、川中の流水の描き方には場所や年代毎に異なるものの、夷川橋付近から松原橋付近までの西岸沿いには、一筋の流水が共通して描かれる。明治22年(1889)「仮製2万分の1地形図」では、更に南の五条橋付近まで続いていたことが確認される。

先斗町沿いの竹村屋橋付近では、この流水筋の東側に沿って「堤防」という表記が見られる¹⁴⁾。加えてこの付近には、幅2間(3.6m強)、高さ1尺5寸(0.5m弱)の土塊を木杭と板で土留めした「土抱」があった¹⁵⁾。資料の性質上、これらの構造物については竹村屋橋付近の様子を確認できるのみであるが、西岸沿いの流水筋の東側に沿って設けられていた点が共通しており、これらは運河建設以前の鴨川東岸に見られた「堰手」と同等の構造物であったと考えられる。

この流水筋上とみられる二条大橋北の西岸沿いは、水

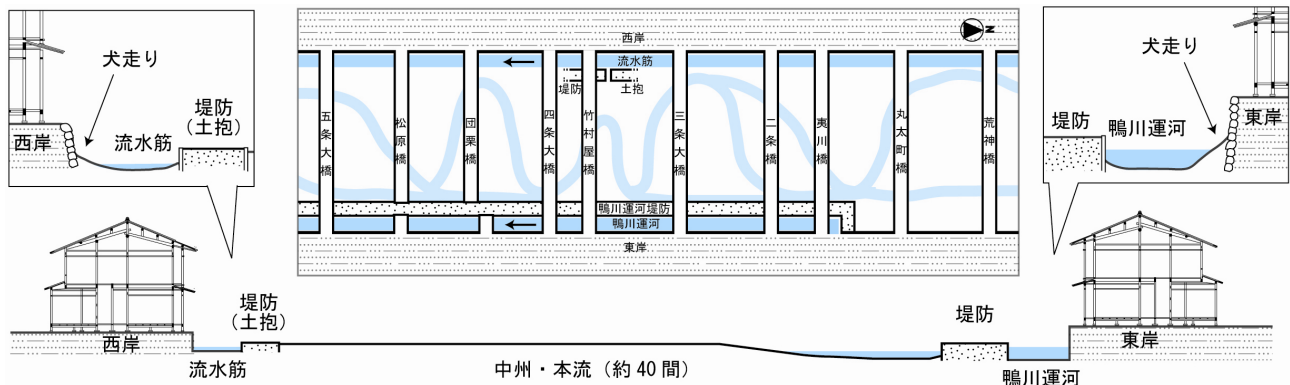


図-1 明治後期の鴨川河川環境 平面模式図(上中央)と竹村屋橋付近河川断面模式図(下)
(河川中央で蛇行する本流の様子は明治23年「仮製2万分の1地形図 京都」を参考に描いたものであり厳密な描写ではない)

車利用目的で借用されていた¹⁶⁾。そして、この時期の鴨川の西岸には高床形式の納涼席が数多く設置されていた。特に竹村屋橋付近では、高床設置目的での借用範囲にこの堤防が含まれていた可能性が高い¹⁷⁾。従ってこの西岸沿いの流水筋は、水車用水としての目的のためだけでなく、高床納涼席の下に水を流して涼をもたらすという現在の「みそそぎ川」と同様の目的のために、堤防によって人為的に西岸沿いに整理されたものであると推測される。また所によっては、この堤防が高床設置時の土台としての役割も果たしていたものとみられる。この西岸沿いの流水筋の表記は「井手川筋」¹⁷⁾「加茂川分水」¹⁸⁾「流水筋」¹⁹⁾「水車川筋」²⁰⁾等、書類毎に異なっており、現在の「みそそぎ川」のような特定の名称は与えられていなかったようである。なお、高床構造設置については4章(2)で詳述する。

西岸沿いの流水筋と鴨川運河の堤防の間には広大な中洲が存在し、その中を別の流水筋が通っていた。明治22年(1889)「仮製2万分の1地形図」では大きく蛇行して描かれている。こちらの流水筋は書類に明記されない場合が多く、年によってその位置が変化していた可能性も高い。そして中洲は高密度な京都の市街地における希少な空地であったとみられ、4章(2)で述べるように、特別興行や納涼期営業が行われた。

(3) 護岸及び犬走り

当時の鴨川の両護岸のうち、運河左岸でもあった東側護岸は、(1)で述べたように石垣であった。一方、西側護岸には、石垣の部分と杭柵の部分があったようである。二条・三条間は石垣であったようだが²¹⁾、三条以南では石垣と杭柵が混在していたようで、従来杭柵であったところを石垣に改修する例²²⁾や、杭柵のまま修繕する例があった²³⁾。なお、護岸の高さは場所によってまちまちであったと推測されるが、鍋屋町の石垣修繕の設計書²⁴⁾では高さ平均1間(約1.8m)とされていた。

そして、鴨川東岸の護岸から鴨川運河水筋の間、あるいは鴨川西岸の護岸から流水筋の間にあるわずかな寄洲は、「犬走り」と呼ばれていた。同部分を「川縁り」と表記する書類も一定数見られたが、「川縁り」が明らかに護岸や護岸上の河岸地を指す例も確認されたため、本稿では「犬走り」で統一する。

3. 鴨川堤外地における期間限定営業

(1) 堤外地上での構造物設置を伴う営業の契約制度

前稿で指摘したように、鴨川官有地の借使用には、最長5年単位で申請できる長期借用契約と、毎年更新しなければならない月単位の短期借用契約の2種類がある。

前者は、家屋建設等を目的とした河岸地借用のほか、堤外地上への構造物設置を必要としない布乾場や合羽干場としての借使用、電柱設置等特別な公共施設の設置を目的とした借用に限られていた。鴨川河川空間内への集客を狙った各種営業では、堤外に高床、床机、小屋、橋等の構造物設置を必要とする。そのためか、基本的に後者の短期借用契約方式が採用されており、京都府が河川環境や周辺工事の状況を見つつ、許可の場合には借用開始の数日前に営業者に通知する仕組みとなっていた。

後者の期間限定の各種借用期間は、6月中旬から9月末の納涼季節に集中している。それ以外の時期の借用例は、明治32年(1899)の場合、鴨川西岸四条橋近辺の料理屋4軒が3月から6月初旬にかけての春季に高床を設置した例²⁵⁾、四条大橋南の中州部分に8月から10月にかけて幻燈撮影場を設置した例²⁶⁾、中洲で数日間の特別興行が開催された例²⁷⁾²⁸⁾、そして次章(1)で詳述する、西岸三条以北での物干場の設置例のみである。

この納涼期以外では、堤外地への構造物設置を伴う営業が認められにくかったようである。例えば、明治43年に夷川橋より2本北の荒神橋北東岸沿いの堤外地に茶店高床構造を設置していた営業者²⁹⁾が、11月末までの借用期間を翌年4月までに延長するべく願い出た際、京都府は「本願個所ハ夏季ニ限り使用許可シタルモノニシテ冬季ニ之ヲ継続セシムル例ヲ聞カサル方可然相認候」としてこの継続借用願を不許可としている³⁰⁾。夏季納涼期営業は特例的に許可されていたといえる。

(2) 納涼営業者同士による借用地確保の競合関係

夏季納涼期の堤外地借用を巡っては、複数の営業者が同一箇所を借用を申請し、競合する例があった。

『明治32年 季節ニ関スル貸下地及使用地一件』「官有地使用処分ノ件(使用料金決定ノ件伺)」には、京都府内務部地理係・土木係が恐らく上京区役所に向けて³¹⁾、同一箇所が複数の営業者によって借用申請された場合の対応の仕方を変更するよう通知したものである。これによると、鴨川の四条大橋橋下、三条大橋橋下を含む上京区内の数箇所の借用者決定方法について、

全所ハ例年出願者多キニヨリ之レヲ処分スルニハ出願者中料金ノ最高ヲ先願者ヘ相示シ承諾ノ上全人ヘ貸下ニ相成居先例ニ候處斯クテハ徒ニ出願時日ヲ早ムルノ弊ヲ生スル而已ナラス多数ノ出願者ヲシテ満足ヲ欠クノ嫌有之且料金ニ於テ高下ノ差異甚シク他ト不權衡ノ状況ニ有之候ニ付評価委員ニ於テ相当ノ料金ヲ定メ置メ許可ニ先チ抽籤ヲ執行シ当撰者ヘ許可スル様致度此段相伺候也

と打診されている。複数の出願者のうち、いち早く出願した者が借用の権利を勝ち取るという従来の制度が、借用願の提出時期をいたずらに早めてしまい、例年問題となっていた様子がうかがえる。

類似の事例として、『明治 44 年 官有地借使用願綴』「官有地使用願処分ノ件（上京区川端通丸太町上ル鴨川々敷）」のやり取りがある。営業者は、丸太町橋東詰の沿岸道路沿いに、明治 44 年(1911)2 月から同年 9 月まで、氷店営業目的での高床設置を願い出た。これに対し京都府は、この出願が「未タ夏季ニ向ハサルニ豫メ場所占用ナシ置クノ行為」、つまり他の営業者に先んじて競合を避けるための不当な手段であると判断し、夏季納涼期前に再度出願するよう言い渡している。

4. 営業者による堤外への構造物の設置状況

本章では、明治 32 年(1899)の鴨川で実際に行われていた各種営業について、借用場所や設置構造物の形態を把握する。図-2³⁰⁾は、明治 32 年(1899)夏季納涼期における鴨川堤外地の借用状況を模式的に示したものである。

(1) 常設物干場の設置

鴨川西岸三条以北の東生洲町、上樵木町、上大坂町、中島町のうち川に面する敷地の大半で、護岸沿いの犬走りに、高さ 6 尺（約 1.8 m）の組立床構造の物干場が設置されていた（表-1³¹⁾）。借用範囲は護岸から約 1 間（約 1.8 m）の距離に統一されていた。物干場の設置目的は書類中に明示されない場合が殆どであるが、中島町の三条大橋西詰北側の料理屋が提出した犬走りの借用願³²⁾中には、「営業上不可欠必須之場所」という表現を消して「盗難予防板囲并ニ物干場ノ為メ」と書き直した形跡がみられることから、物干場を沿岸民有地上の営業店舗に接続させ、店舗の一部として利用されていたものと推測される。この物干場は、堤外地内の構造物の中で唯一、通年の設置が認められた常設の構造物であった。

『明治 33 年 官有土地貸下並ニ公有土地水面使用一件』「官有地借用願処分ノ件（下京区木屋町通仏光寺橋下ル和泉屋町加茂川筋）」では、和泉屋町の営業者の一人が上記と同様に犬走りへの物干場設置を出願したのに対し、京都府は「従来三条松原間ノ戊走借用許可相成タルコト無之且ツ物干場等ヲ設置セシムレバ加茂川天然ノ美景ヲ損ル恐アリ」としてこの出願を不許可としている。つまり、三条松原間においては、鴨川の景観保全を理由として犬走りへの常設構造物設置が許可されなかったために、物干場の設置が三条以北に限られていたことがわかる。



図-2 明治 32 年夏季納涼期において堤外地への集客を狙った各種営業者による鴨川堤外地の借用状況（大正元年「正式 2 万分の 1 地形図」上に筆者加筆により作成）

表-1 明治 32 年出願の物干場設置目的での犬走りの借用願件数

	川に面した敷地数(筆)	物干場設置の為犬走りを借用していた敷地数(筆)
東生洲町	5	2
上樵木町	18	16
上大坂町	18	14
中島町（三条大橋北）	1	1

(2) 期間限定の高床構造の設置

鴨川の両岸では、護岸から堤外への高床の張出しが行われていた。

a) 西岸の高床構造

西岸における期間限定の高床の設置は丸太町橋北から五条大橋南の間で見られた^[4]が、特に二条橋―松原橋間に集中していた。高床を設置していた店舗には、旅人宿営業、席貸・貸座敷営業、料理屋営業があった（表-2³⁹⁾）。4章(1)で述べたように、常設の物干場を設置していた箇所では、高床は犬走りの先、つまり物干場の更に先に設置された。

高床を設置していた営業者の借用範囲より、各地における護岸からの高床の張出し距離をある程度推測できる。護岸からの借用距離は、表-3⁴⁰⁾のように決して一定でなかったようで、橋下町や若松町では借用距離、すなわち高床の張出し距離にある程度の統一性が見られたが、上大坂町や斉藤町では2間（約3.6m）未満のものから6間（約10.9m）のものまでかなりばらつきが見られた。当時の高床構造の連続する景観は、現在のような統一性のあるものではなかった可能性が示唆される。

b) 東岸の高床構造

鴨川運河によって従来の鴨川と隔てられてしまった東岸においても、運河水路内の幅5分（約0.9m）の犬走り上に、沿岸店舗による納涼期高床の設置が行われていた。このうち弁財天町内への高床設置を目的とした借用願⁴⁰⁾の図面上には、犬走りに加えて更に先の運河水部上まで張出した高床の設置を願い出ようとしていた形跡がみられるが、これらは全て犬走りからはみ出さないように修正されている。運河機能を損ねないように、運河水部上への高床設置は許可されなかったものと推測される。

(3) 期間限定の蔭床机（低床）や小屋等の設置

田中緑紅は納涼期の鴨川について、

東側から川原へ降りる仮橋があり、荒い竹垣で店屋の境界を作り、昼間はただ床几を置いたまゝで片陰になる頃から蓆を敷き毛布をかけ、営業道具、茶、蓆盆等運び、行燈の火の入る頃から見違える程の賑かさを見せます。氷屋西瓜屋が重なる店で其一部では貸馬、魚釣、メーリゴランド、ワイヤスライドが人気を呼び、見世物小屋の出ている事もありました³⁹⁾

と回想している。夏の夕暮れ時以降の鴨川には、納涼席を初めとする様々な営業者が出店し、遊び場と化していた様子がうかがえる。

a) 夏季納涼期における蔭床机・小屋等の設置

当時の納涼席には、護岸から張出した高床の外、床机

表-2 明治32年出願の高床構造設置状況（単位・件）

（※は2種類の業種を併記していた営業者があったため重複して数えた）

	高床 設置 件数	業種					春季も 営業
		旅宿	席貸・ 貸座敷	料理屋・ 飲食店	水店	不明	
＜西岸＞							
中之町	2	0	0	0	0	2	0
南町	1	0	0	0	0	1	0
東生洲町	4	0	0	0	0	4	0
上樵木町	20	0	0	0	0	20	0
上大坂町	21	0	0	0	0	21	0
中島町	1	0	0	1	0	0	0
橋下町	5	0	5	0	0	0	0
若松町	15	0	15	0	0	0	0
梅ノ木町	14	0	10	4	0	0	0
松本町	11	0	11	0	0	0	0
鍋屋町	10	0	7	3	0	0	2
柏屋町	4	0	2	2	0	0	1
斉藤町	17	11	1	3	0	2	2
天王町	11	2	2	0	0	7	0
和泉屋町	11	3*	3*	1	0	5	0
美濃屋町	6	2	3	1	0	0	0
都市町	1	0	0	0	1	2	0
＜東岸＞							
東丸太町	1	0	0	0	1	0	0
新五軒町	2	0	0	2	0	0	0
弁財天町	12	9	2	0	0	1	0

表-3 明治32年出願の夏季納涼期高床設置を目的とした堤外地借用範囲の奥行き（護岸からの距離）

（単位・件、護岸から最も遠い地点の距離を採用、1間＝約1.8m）

	1間 未満	1-2間	2-3間	3-4間	4-5間	5-6間	6間 以上	不明
<西岸>								
中之町	0	2	0	0	0	0	0	0
南町	0	1	0	0	0	0	0	0
東生洲町	0	0	1	0	0	0	0	3
上樵木町	0	0	0	0	0	0	0	20
上大坂町	0	9	5	3	3	0	0	1
中島町	0	0	0	1	0	0	0	0
橋下町	0	0	0	0	4	0	0	1
若松町	0	0	0	15	0	0	0	0
梅ノ木町	0	0	0	3	3	4	4	0
松本町	0	0	0	3	8	0	0	0
鍋屋町	0	0	0	0	8	2	0	0
柏屋町	0	0	0	1	0	3	0	0
斉藤町	0	1	5	2	3	4	0	2
天王町	0	0	3	6	2	0	0	0
和泉屋町	0	2	7	1	1	0	0	0
美濃屋町	0	2	3	0	1	0	0	0
都市町	0	1	0	0	0	0	0	0
<東岸>								
東丸太町	0	1	0	0	0	0	0	0
新五軒町	2	0	0	0	0	0	0	0
弁財天町	12	0	0	0	0	0	0	0

を中洲上や水上に並べたものがあり、これらは低床、蔭床机と呼ばれた。営業スタイルは2パターンあり、沿岸店舗の営業者が自店の地先に高床納涼席と併設する場合と、その他の営業者が橋下に床机席のみを並べる場合があった。

明治32年(1899)に夏季納涼期に行われていた納涼席設置以外の営業には、氷店、魚釣り、借馬、幻燈撮影などが見られた。これらの営業にあたっては、天幕を張り蓆で周囲を覆った小屋等の構造物が設置された。

図-2のように、営業場所には橋のほど近くが選ばれ

る例が多かった。両岸からのアクセス性のよさや、橋上からの視認性のよさが重視されたものと推測される。特に京都のメインストリートである四条通から続く四条大橋と、四条大橋に程近い竹村屋橋近辺に営業が集中しており、これらの橋の近辺が納涼期営業の中心地となっていたものと考えられる。

b) 特別興行時における構造物の設置

鴨川の中洲では、しばしば数日間の特別興行が開催された。興行開催中は、6月から9月までの夏季納涼期でなくとも構造物の設置が認められていた。

明治32年(1899)には、相撲興行及び象馬曲芸興行が開催された。相撲興行は4月、7月、11月の3度開催されており、いずれも竹村屋橋北の中洲に、400坪(約1322 m²)超の土俵や札場、便所などが設置された³⁷⁾。象馬曲芸興行は、鴨川で4、5年に一度開催することがこの時代の慣習となっていたという³⁸⁾。明治32年(1899)には四条橋と竹村屋橋の間の中洲で開催され、400坪を越える借用地内に小屋等が設置された³⁹⁾。

5. 鴨川川中へのアクセス性

現在「納涼床」として親しまれている、護岸沿いに設置された高床納涼席へは、沿岸からのアクセスが容易に可能である。一方それ以外の各種営業は川の中洲や水上といった川中で行われるため、沿岸から川中へ来客を誘導する必要が生じる。川中を利用する営業者は、川中への誘導経路として昇降道や板橋をそれぞれ設置していた。当時の鴨川の有していた周囲の都市との近接性の実現には、これらの営業者らの貢献が大きかったものと推測される。

本章では、夏季納涼期と各種興行開催時のそれぞれにおける河川川中へのアクセス性について分析する。

(1) 夏季納涼期における川中へのアクセス性

図-3⁴⁰⁾は、明治32年(1899)の夷川橋付近、三条大橋付近、竹村屋橋・四条大橋付近、松原橋付近で行われていた各種営業による借用箇所と、その営業者らが来客の誘導のために設置した構造物の設置箇所を模式的に示したものである。

図-3(b)および(c)に見られるような高床前の床机席は、沿岸の料理店が高床と合わせて設置したものである。従って、これらの席へはそれぞれの店舗から直接高床部分を通じて誘導されていたものと推測される。

その他の営業者については、沿岸からのアクセスを確保するために、営業箇所以外の箇所を借使用する例が多数確認された。図-3(a)～(c)のように、西岸付近には、

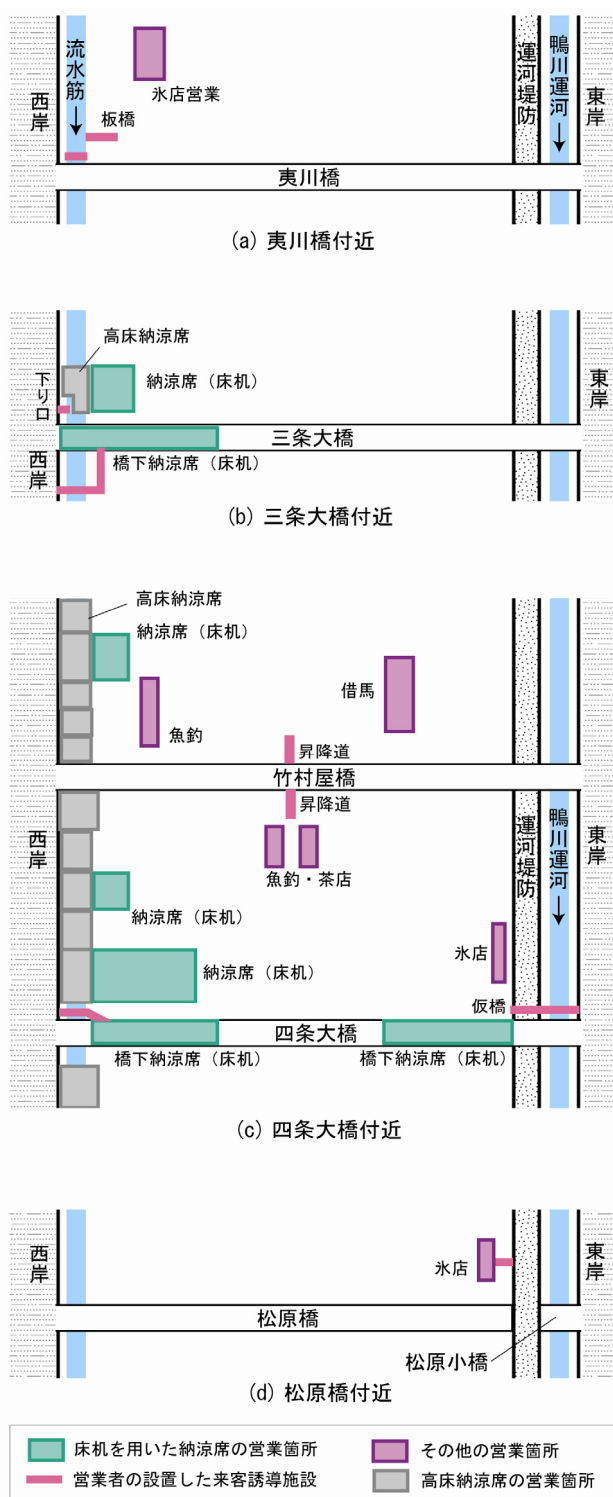


図-3 明治32年夏季納涼期における各種営業の借用箇所及び構造物の設置箇所

護岸から直接川中へ続く昇降口や板橋が設置された。これは、護岸からの高低差や流水筋を越えるために設置されたものであるとみられる。

その他、竹村屋橋からは、橋の中ほどから昇降道が南北に配置された。竹村屋橋とは、車道橋や仮橋とも呼ばれた幅の狭い木橋であった。昇降道の設置にあたっては、橋の高欄が一部切除されている⁴¹⁾。

また、運河によって隔てられた鴨川東岸からのアクセスとしては、図-3(c)に見られるように、運河をまたぐ仮橋が設置された。これと同様の橋は、新五軒町の料理屋2軒が川中に設けた床机席近くにも2本設置されており、明治32年(1899)夏季納涼期には運河上に計3本の仮橋の架橋が見られたようである。運河上への架橋は、運河の管理を行う京都市へ照会がなされた後に許可されており⁴²⁾、運河水面から7尺(約2.1m)以上の高さを確保することが明記されていた。これは、舟の運航に支障を来たさないための規制であったものと考えられる。その他に、図-3(d)のように、鴨川東岸ではなく運河の堤防から昇降口を設け、店まで誘導する例もあった。これは、2章(1)で述べたような松原橋の特性を活かし、堤防の馬踏を交通路として活用した例であるといえる。

(2) 特別興行開催時の川中へのアクセス

明治32年(1899)に開催された各種興行は、いずれも竹村屋橋近辺を会場としていた。開催場所の選定に当たっては、夏期納涼期と同様の点が考慮されたと考えられるが、特に、大量の来客の誘導方法が考慮されたものと推測される。同年に行われた4回の特別興行のうち、竹村屋橋南で開催された象馬曲芸興行の際には、四条橋西詰の北側に幅2間(約3.6m)の「降口仮ハシ」が設けられた⁴³⁾。4月及び7月開催の相撲興行では降り口や橋の設置は確認できない⁴⁴⁾が、このうち7月開催分については、その開催期間が夏季納涼期に当たるため、他の営業者によって設けられた竹村屋橋からの降り口が活用されたものと推測される。また11月開催の相撲興行の際は、竹村屋橋から北側の土俵に向けて幅2間(約3.6m)の「残橋(棧橋のことか)」が設けられた⁴⁵⁾。

以上のことから、竹村屋橋は大量の観客を誘導できる川中へのアクセス経路として活用されていたことがわかる。この竹村屋橋のアクセス経路としての重要性は、同橋が落橋により利用できなかった明治34年(1901)8月の相撲興行開催に関する書類⁴⁶⁾から確認される。同年8月の鴨川では、2件の相撲興行が同時開催された。そのうち1件は松原橋南を会場とし、来客誘導は運河堤防上から川中へ架けられた橋によって行われた⁴⁷⁾。残る1件の申請を行った営業者は、当初、四条大橋南での開催を申請し府より許可されていた。しかし同時に開かれるもう一件の興行と少しでも距離を置きたかったのであろうか、四条大橋南の借用許可指令を受けた数日後に、再び竹村屋橋跡地の北を借用申請した。このとき提出された借用願は不許可処分となったが、その理由は以下の通りである。

曩キニ鴨川筋四条下ル処ニ使用許可ヲ受ケタルモノナ

ルニ尚更ニ壱ヶ町ヲ設クルノ必要無之且ツ本件ハ竹村屋橋落橋致居通行不便ニ付角力興行ノ如キモノヲ差許シ衆人郡集セシムル儀ハ危険ニ有之候間(後略)

広大な土地を同一目的で同時に2箇所借用申請することの是非に加えて、竹村屋橋北の会場予定地へのアクセス性が問題となっていたことがわかる。この営業者は竹村屋橋跡地北の借用申請時、不在の竹村屋橋に代わるアクセスとして、西岸及び運河堤防から2本の棧橋設置を企画していた。それでも、川中へのアクセス不良による危険性が指摘されていることから、当地における竹村屋橋の果たしていた役割の大きさがうかがえる。

6. 考察

(1) 鴨川河川空間内における公共性の差異

堤外地は官有地、つまり公共空間であるため、その借用申請時において申請者の住所は問われない。借用申請は市内各地の営業者によって提出されており、時には他県の営業者から提出される場合もあった。ただし、兩岸の護岸付近、特に沿岸に道路がなく民有地と接続している部分については、沿岸の店舗営業者が高床や床机の設置しつつ「地先」として自らの敷地と連続的に利用していたため、それ以外の営業者が借用する例は見られなかった。このような特権的な利用が行われていた護岸付近は、官有地といえども多分に私的な性格を持ち合わせた場所であったといえよう。

一方、三条大橋・四条大橋の橋下や中央の中洲付近、護岸近辺でも沿岸道路によって周囲の民有地から隔てられた箇所では、沿岸店舗による地先としての利用は見られず、誰もが自由に借用申請できる公共性の高い場所であったといえる。そのため、3章(2)で述べたような借用を巡る営業者同士の競合がみられる。例えば、沿岸道路によって民有地と堤外地が隔てられた都市町での高床設置を願い出た営業者は、6月中旬からの借用願を2月というかなり早期に提出していた⁴⁸⁾。また竹村屋橋近辺の川中で魚釣営業、魚釣・茶店営業、借馬営業を行っていた計3名の営業者は、いずれも出願の時点では竹村屋橋北の西方の借用を願い出たため、借用箇所が重複してしまった。結局抽選によって借用者が選ばれ、残りの営業者はその付近に場所を移して営業を行った⁴⁹⁾。

以上をまとめると、河川空間内の公共性の度合いには、場所によって差異が見られたといえる。なお、当時みられた川中利用のうち、後年まで継続されたのは西岸での高床構造設置のみである。堤外地でも多分に私的な性格を持つ箇所の、沿岸営業者による特権的使用権

のみが、現在まで保護されてきたとみることができる。

(2) 鴨川の広場的利用における竹村屋橋の役割とその終焉の背景

明治期に川中へのアクセス面で重要な役割を果たした竹村屋橋は、白木⁵⁰⁾によると、大正 8 年(1919)に撤去されたという。白木は、東西方向の道路に接続しない竹村屋橋には交通機関としての必要性が薄いため市費による架け替えは不用であると訴える当時の新聞記事の存在と、老朽化を理由に橋の廃止が決定された市会において可決前に何等審議が行われなかった事実を以って、「都市経営における投資と経済効果の観点のみから、架け替えないという決定が下され」と結論付けている⁵¹⁾。しかし、明治期には前述のように川中へのアクセス経路として重宝され、流出の度に架け替えられてきた竹村屋橋が、大正 8 年(1919)に至り何故これほど明確に不要と判断されたのか、その背景については言及していない。

2 章冒頭に引用した緑紅の回想によると、大正初めには河川改修により鴨川での床机席の設置が禁止されたという。つまりこの大正初期を境として、鴨川川中の広場的利用が中断されたものと考えられる。広場性を失った鴨川における竹村屋橋の交通機関としての存在意義は、他の橋梁と同様に、川の兩岸を結ぶ役割のみに限定される。四条大橋に程近く構造も華奢な竹村屋橋には、東西を結ぶ交通路としての役割は期待されなかったであろう。このように、竹村屋橋の廃止の背景には、広場性の喪失という鴨川の河川空間自体の変質があったものと考えられる。

(3) 鴨川運河が鴨川の河川空間利用にもたらした影響

2 章冒頭に引用したように、田中緑紅は、鴨川運河の建設によって鴨川東岸からのアクセスが遮断されたとしている。しかし 5 章の分析からは、運河建設によってそのアクセスが完全に遮断されたわけではなく、運河上に仮橋を建設する、あるいは運河堤防を通路として利用することにより、東岸から川中へ至る経路が確保されていたことが明らかとなった。

むしろ、運河建設によって大きく影響を受けたのは、東岸への高床設置という営業形態であろう。4 章(2)(b)で述べたように、東岸の営業者による高床の設置は運河の犬走りに限られ、運河水部上への張出しは不可能であった。鴨川運河建設前の明治 25 年(1892)頃撮影という⁵²⁾四条大橋の写真⁵³⁾には、東岸の石垣前に、西岸に比べて数は少ないものの、堤外地へ張出した高床の存在が見てとれる。鴨川運河の建設は、鴨川東岸沿岸の店舗の持っていた大きな高床の設置権を奪い、(1)で述べたような堤外地の私的性格を東岸付近から失わせる結果となったといえるのではないか。

7. おわりに

本稿では、営業者の活動とその設置構造物に着目し、明治後期の鴨川河川空間の広場的利用実態を明らかにしてきた。本稿で描き出された当時の鴨川の景観は、今日の我々の想像する鴨川の姿と異なる部分が大きいように思われる。明治から戦前にかけての河川空間の過渡期を経て、広場的な性格の強かった鴨川の河川空間が如何に変質し現在の姿に至ったのか、あるいは今日共有されている鴨川の歴史的イメージが何に由来するものなのか、引き続き考察が必要である。

また本稿で触れなかった各種営業者による河川空間の利用実態、及び河川環境に対する風致意識については、次稿の課題としたい。

謝辞：本研究は、第8回都市形成史研究会での議論から得られた知見をもとに遂行した。また本研究の一部は科研費特別研究員奨励費(課題番号 21・3156)の助成を受けたものである。深い感謝の意を表する。

補注

- [1] 『明治 31 年 官有土地貸下並ニ公有土地水面使用一件書類』『水路土提修繕ノ件(下京区新河原町通四条上ル鍋屋町地先鴨川西岸)』によると、竹村屋橋北鍋屋町付近の堤防は護岸から 17 尺~20 尺(約 5.1 m~6.1 m)離れた位置に、護岸に平行して描かれている。それに対し、梅ノ木町、松本町、鍋屋町、柏屋町に設置された高床のほぼ全てが、護岸から 4 間(約 7.3 m)離れた地点までを借用範囲としており(表-3 参照)、流水上だけでなく堤防上も借使用していたものとみられる。
- [2] 『明治 43 年 1 月~9 月 官有地借使用願綴』『官有地継続使用願処分ノ件(上京区川端通荒神橋東詰北側鴨川磯)』から、この営業者が同所を 6 月から 8 月までの期間借用していたことが確認できる。その借用を 11 月まで延長していたものとみられる。
- [3] 書類の宛名は明記されていないが、同封の書類が上京区長より京都府へ宛てたものであるためそのように判断した。
- [4] 中之町及び南町の借用願は同じ体裁で書かれており、どちらにも納涼席の構造形式が明記されていない。しかし借用地が護岸沿いであること、借用願の収録されている『明治 32 年 季節ニ関スル貸下地及使用地一件』『御請書(上京区東三本木通丸太町上ル中ノ町裏鴨川々原)』に同封の命令書の下書きには、「高床構造」の表記が見られることから、高床構造設置目的と判断した。

参考文献

- 1) 京都市都市計画局都市景観部景観政策課：京都の景観、2009
- 2) 木村万平：鴨川の景観は守られた “ボン・デ・ザール” 勝利の記録、かもがわ出版、1999
- 3) 京都府土木建築部河港課編：鴨川の変遷、pp.11-14、1980
- 4) 田中尚人、川崎雅史、牧田通：水辺におけるアメニティの変遷に関する研究 — 京都鴨川の納涼床を対象として —、土木計画学研究・論文集、No. 16、pp.479-484、1999
- 5) 田中緑紅：京の三名橋 中 四条大橋、緑紅叢書 48 輯、京

を語る会, 1969 他

- 6) 林倫子, 神邊和貴子, 出村嘉史, 川崎雅史: 明治・大正期の納涼床営業者の鴨川官有地利用に関する研究—先斗町三条・四条間を対象として—, 土木学会論文集D, Vol. 66, No. 2, pp. 246-254, 2010
- 7) 前掲 5): pp. 25-26
- 8) 京都市参事会: 訂正琵琶湖疏水要誌全 疏水要誌附録, pp. 18-21, 1895
- 9) 前掲 8): pp. 17-18
- 10) 前掲 8): p. 276
- 11) 白木正俊: 近代における鴨川の景観についての一考察—四条大橋と車道橋を中心に—, 新しい歴史学のために, 257号, 京都民科歴史部会, p. 8, 2005
- 12) 京都府庁文書: 明治 33 年 官有土地貸下並ニ公有土地水面使用一件, 官有地使用願処分ノ件 (下京区加茂川筋四条下ル斉藤町地先)
- 13) 京都府庁文書: 明治 32 年 季節ニ関スル貸下地及使用地一件, 御請書 (下京区木屋町通松原上ル和泉屋町裏加茂川々原)
- 14) 京都府庁文書: 明治 44 年 官有地借使用願綴, 官有地使用願処分ノ件 (下京区大和大路三条下ル五軒町裏加茂川敷)
- 15) 京都府庁文書: 明治 31 年 官有土地貸下並ニ公有土地水面使用一件書類, 水路土提修繕ノ件 (下京区新河原町通四条上ル鍋屋町地先鴨川西岸)
- 16) 京都府庁文書: 明治 44 年 官有地借使用願綴, 官有地継続借用願処分ノ件 (上京区加茂川筋夷川下鉾田裏鴨川縁) なおこの簿冊は, 前掲 14) とは別の簿冊である。
- 17) 京都府庁文書: 明治 32 年 官有土地貸下並ニ公有土地水面使用一件, 水路土提修繕ノ件 (下京区新河原町通四条上ル鍋屋町地先鴨川西岸)
- 18) 前掲 14): 官有地使用願処分ノ件 (下京区大和大路三条下ル五軒町裏加茂川敷)
- 19) 京都府庁文書: 明治 31 年 官有土地貸下並ニ公有土地水面使用一件, 官有地借用人義変更ニ付契約書 (下京区西石垣四条下ル斉藤町加茂川岸)
- 20) 前掲 13): 御届書 (下京区新河原町通三条下ル石屋町裏鴨川々原)
- 21) 前掲 19): 官地借用ニ付契約書 (上京区木屋町通二条下ル東生洲町加茂川縁) 等, 他多数
- 22) 京都府庁文書: 明治 30 年 官有土地貸下並ニ公有土地水面使用一件書類, 官有貸下地川岸石岸築造難間届ノ件 等
- 23) 前掲 12): 官有地護岸修繕ノ件 (下京区西石垣通四条下ル斉藤町地先)
- 24) 前掲 22): 官有貸下地川岸石岸築造難間届ノ件
- 25) 前掲 13): 官有地使用願ノ件 (下京区新河原町通四条上ル鍋屋町鴨川敷), 官有地使用ノ件 (下京区新川原町通四条上ル鍋屋町地先加茂川筋地), 官有地使用ノ件 (下京区西石垣通四条下ル斉藤町地先加茂川筋地)
- 26) 前掲 13): 官有地使用願ノ件 (下京区川端通四条下ル宮川筋一丁目地先鴨川々原)
- 27) 京都府庁文書: 明治 32 年 官有土地水面貸下一件, 官有地使用追願ノ件 (下京区加茂川筋四条上ル加茂川川原), 官有地使用願処分ノ件 (下京区新河原町通四条上ル柏屋町裏鴨川川原)
- 28) 前掲 13): 官有地使用願ノ件ニ付伺 (下京区加茂川筋四条大橋上ル筋地)
- 29) 京都府庁文書: 明 43 年 1 月~9 月 官有地借使用願綴, 官有地使用願処分ノ件 (上京区荒神橋東詰北入)
- 30) 図作成にあたり参照した書類を簿冊への収録順に列举する。
・高床納涼席設置

前掲 13): 官地使用ニ付契約書 (下京区大和大路三条下ル弁財天町), 命令書 (下京区新河原町通三条下ル橋下町裏地鴨川々原), 官有地使用願 (下京区新河原町通三条下ル橋下町裏地鴨川々原), 官有地使用願 (下京区新川原町三条下ル二丁目若松町裏鴨川中), 御届書 (下京区新河原町通三条下ル石屋町裏鴨川々原), 御請書 (上京区川端通丸太町上ル加茂川々縁), 官有地使用願 (下京区西石垣四条下ル斉藤町裏加茂川河原), 官有地使用願期限変更願 (下京区東木屋町通松原上美濃屋町地先加茂川筋筋地), 官有筋地使用願 (下京区東木屋町松原上ル二丁目和泉屋町地先加茂川筋筋地), 官有地使用願期限変更願 (下京区東木屋町松原上ル二丁目和泉屋町地先加茂川筋筋地), 官有地使用願 (下京区東木屋町松原上ル二丁目和泉屋町地先加茂川筋筋地外), 官有地使用ノ義ニ付追願書 (下京区東木屋町通松原上ル三丁目天王町裏鴨川縁), 官有地使用願 (下京区木屋町通松原上ル三丁目天王町), 官地借用ニ付契約書 (下京区東木屋町通綾小路橋下ル天満町地先), 御請書 (下京区木屋町通松原上ル和泉屋町裏加茂川々原), 御請書 (上京区東三本木通丸太町上ル中ノ町裏鴨川々原), 官地使用ニ付契約書 (下京区大和大路三条下ル新五軒町地先鴨川筋川縁), 命令書 (下京区西石垣四条下ル斉藤町裏鴨川々原), 官有地使用ノ件 (下京区西石垣通四条下ル斉藤町地先加茂川筋筋地), 官有地使用ノ件 (西石垣通四条下ル斉藤町外三町地内鴨川々原), 官有地使用ノ件 (下京区木屋町松原上ル天王町外二ヶ所町地内鴨川々原), 官有地使用願ノ件 (下京区新河原町通四条上ル鍋屋町鴨川敷), 官有地使用願ノ件, 官有地使用ノ件 (下京区大和大路三条下ル新五軒町裏鴨川々原), 官有地使用追願 (下京区新川原町通四条上ル鍋屋町裏鴨川中), 官有地使用願 (下京区新川原町通四条上ル二丁目松本町鴨川中), 官有地使用願 (下京区新川原町通四条上ル二丁目松本町裏鴨川中), 御請書 (上京区木屋町通三条上ル上大阪町裏加茂川原), 命令書 (下京区西石垣四条下ル斉藤町裏鴨川々原), 官有地使用ノ件 (下京区新川原町通四条上ル鍋屋町地先加茂川筋筋地), 官有地使用ノ件 (下京区西石垣通四条下ル斉藤町地先加茂川筋筋地)

・その他営業

前掲 13): 構造届 (下京区新河原町通四条上ル鍋屋町地先加茂川々原), 御届書 (下京区新河原町通三条下ル石屋町裏鴨川々原), 官有筋地使用願 (下京区東木屋町松原上ル二丁目和泉屋町地先加茂川筋筋地), 官有地使用願 (下京区東木屋町松原上ル二丁目和泉屋町地先加茂川筋筋地外), 御請書 (下京区木屋町通松原上ル和泉屋町裏加茂川々原), 鴨河運河上へ橋梁架設ノ件 (下京区大和大路三条下ル新五軒町裏鴨川々原), 御請書 (上京区東三本木通丸太町上ル中ノ町裏鴨川々原), 官地使用ニ付契約書 (下京区大和大路三条下ル新五軒町地先鴨川筋川縁), 昇降道設置ノ件 (下京区新河原町通四条上ル鍋屋町裏鴨川々原), 官有地使用願ノ件 (三条大橋及四条大橋両橋下西詰ヨリ中央ニ至ル鴨川々原), 官有地使用願ノ件 (下京区東川端四条上ル鴨川々原), 官有地使用願ノ件, 官有地使用願ノ件 (下京区新河原町通四条上ル鍋屋町裏鴨川筋小字竹村家橋上ル下ル川原), 官有地使用ノ件 (上京区荒神口通河原町東入亀屋町鴨川々原), 官有地使用願ノ件 (四条大橋下外二ヶ所鴨川々原), 官有地使用ノ件 (下京区大和大路三条下ル新五軒町裏鴨川々原), 官有地使用願 (下京区新川原町通四条上ル二丁目松本町鴨川中), 官有地使用願処分ノ件 (川端四条下ル宮川筋一丁目地先), 官有地上構造物変更ノ件 (下京区新河原町通三条下ル梅ノ木町外一ヶ所鴨川々原), 官有地使用願ノ件 (下京区川端通四条下ル宮

- 川筋一丁目地先鴨川々原), 官有地上構造物変更処分ノ件
(下京区四条大橋々下鴨川々原)
- 31) 表作成にあたり参照した書類を簿冊への収録順に列举する。
前掲 13): 官地借用ニ付契約書(上京区木屋町通二条下ル東
生洲町加茂川縁), 官有継続借用ニ付契約書(上京区木屋
町通三条下ル上樵木町加茂川縁)
前掲 27): 官地継続借用願出ノ件ニ付伺(上京区上樵木町
加茂川縁地), 官地継続借用願出ノ件ニ付伺(上京区木屋
町通二条下ル二丁目上樵木町加茂川筋川縁地), 官有地繼
続借用並ニ借用人名義変更ノ件(上京区木屋町通二条下ル
東生洲町加茂川縁), 官有地継続使用ノ件(上京区木屋町
通二条下ル上樵木町地先加茂川縁), 官有地継続借用願ノ
件(上京区木屋町通二条下ル東生洲町加茂川縁), 官有地
借用願処分ノ件(上京区木屋町通三条上ル上大阪町加茂川
縁), 官有地借用願処分ノ件(上京区木屋町通三条上ル上
大阪町加茂川縁), 官有地貸下願処分ノ件(上京区木屋町
通三条上ル上大阪町鴨川縁), 官有地継続借用ノ件(上京
区木屋町通二条下ル二丁目上樵木町加茂川々縁), 官有川
縁地継続借用願ノ件(下京区三条通河原町東入中島町川縁
地)
- 32) 前掲 27): 官有川縁地継続借用願ノ件(下京区三条通河原
町東入中島町川縁地)
- 33) 前掲 30)のうち, 高床納涼席設置に関する書類を参照。
- 34) 前掲 30)のうち, 高床納涼席設置に関する書類を参照。
- 35) 前掲 13): 御請書(下京区木屋町通松原上ル和泉屋町裏加
茂川々原)
- 36) 前掲 5): pp. 27-28
- 37) 前掲 17): 相撲興行場構造出来ノ御届(下京区新川原町四条
上ル地先加茂川蹟地)
前掲 13): 官有地使用願ノ件ニ付伺(下京区加茂川筋四条
大橋上ル蹟地), 官有地継続ノ件(下京区新河原町通四条
上ル鍋屋町裏鴨川々原), 官有地使用ノ件(下京区新河原
町通四条上ル鍋屋町裏鴨川々原)
- 38) 京都府庁文書: 明治 42~43 年 官有土地水面借使用願綴,
象曲馬芸興行ノタメ加茂川敷借用許可ノ件
- 39) 前掲 27): 官有地使用追願ノ件(下京区加茂川筋四条上ル加
茂川川原地), 官有地使用願処分ノ件(下京区新河原町四
条上ル柏屋町裏鴨川川原)
- 40) 前掲 30)のうち, その他営業に関する書類を参照。
- 41) 前掲 13): 昇降道設置ノ件(下京区新河原町通四条上ル鍋
屋町裏鴨川々原)
- 42) 前掲 13): 鴨河運河上へ橋梁架設ノ件(下京区大和大路三
条下ル新五軒町裏鴨川々原)
- 43) 前掲 27): 官有地使用追願ノ件(下京区加茂川筋四条上ル加
茂川川原地), 官有地使用願処分ノ件(下京区新河原町四
条上ル柏屋町裏鴨川川原)
- 44) 前掲 13): 官有地使用願ノ件ニ付伺(下京区加茂川筋四条
大橋上ル蹟地), 官有地継続ノ件(下京区新河原町通四条
上ル鍋屋町裏鴨川々原), 官有地使用ノ件(下京区新河原
町通四条上ル鍋屋町裏鴨川々原)
- 45) 前掲 17): 相撲興行場構造出来ノ御届(下京区新川原町四条
上ル地先加茂川蹟地)
- 46) 京都府庁文書: 明治 34 年 季節ニ関スル貸下地及使用一件,
成功届(下京区宮川町四条下ル加茂川々原地), 官有地借
用願処分案(下京区大和大路四条上ル常磐町地先加茂川々
原)
- 47) 前掲 46): 御受書(官有地使用ノ件 下京区加茂川筋松原下
ル加茂川々原地)
- 48) 前掲 13): 御請書(上京区川端通丸太町上ル加茂川々縁)
- 49) 前掲 13): 官有地使用願ノ件(下京区新河原町通四条上ル

- 鍋屋町裏鴨川筋小字竹村家橋上ル下ル川原地)
- 50) 前掲 11): p. 15
- 51) 前掲 11): p. 7
- 52) 吉田光邦監修, 白幡洋三郎編集: 写真集成 京都百年パノ
ラマ館, 淡交社, p. 193, 1992
- 53) 矢野家写真資料 80. 四条大橋 3 (京都府立総合資料館蔵)